

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

1 理由

国の基準省令の一部改正（令和 6 年 1 月 25 日施行）に伴い、同省令に倣って定めた本市の条例を改正するものである。

2 改正の主な内容

(1) 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第 45 号）の一部改正

- ① 「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化するとともに、既存の児童発達支援センターにおいて提供する児童発達支援における人員・設備基準等の 3 類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても一元化する。
- ② 障害児通所支援事業所の管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。【全】
- ③ 指定障害児通所支援事業者は、事業者の指定児童発達支援の取扱方針として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。【全】
- ④ 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。【全】
- ⑤ 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。【全】
- ⑥ 児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、

個別支援計画の原案について意見を求めることとする。【全】

- ⑦ 障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画を作成する観点から、児童発達支援管理責任者は、個別支援計画について、当該障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行う指定障害児相談支援事業所に交付しなければならないこととする。【全】
- ⑧ 指定障害児通所支援事業者は、障害児の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならないこととする。【児・放・居】
- ⑨ 指定障害児通所支援事業者等が行う種々の取組状況等に関する自己評価・保護者による評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、自己評価を事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価等並びに改善の内容を公表することに加えて保護者にも示すこととするなど、実施方法を明確化する。【児・放・保】
- ⑩ 指定障害児通所支援事業者等は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確にした事業所全体の支援内容を示すプログラム(支援プログラム)を策定・公表しなければならないこととする。【児・放・居】
- ⑪ 指定児童通所支援事業者等は、障害児が指定障害児通所支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならないこととする。【児・放・保】
- ⑫ 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、インクルージョンの観点等を踏まえた支援の具体的内容を定めなければならないこととする。【全】

※【 】内の「児」は児童発達支援、「放」は「放課後等デイサービス」、「居」は、「居宅訪問型児童発達支援」、「保」は「保育所等訪問支援」の略、「全」は上記4つ全て。

(2) 八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成28年条例第65号)の一部改正

- ① サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。【全・施】
- ② サービス管理責任者等は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則と

した上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならないこととする。【全・施】

- ③ 障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス管理責任者等は、利用者及びその同居の家族に交付している個別支援計画について、当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）にも交付しなければならないこととする。【全・施】
- ④ 管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。【訪】
- ⑤ サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、
 - ・ 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないこととするとともに、
 - ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。【全】
- ⑥ サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。【全】
- ⑦ 高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、生活介護等の人員配置基準として、看護職員・理学療法士・作業療法士の他に、言語聴覚士を加える。【生・機・施】
- ⑧ 介護保険の通所リハビリテーション事業者が、基準該当自立訓練（機能訓練）等の事業を提供することを可能とし、通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定める。【機】
- ⑨ 病院又は診療所が、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を提供することを可能とし、病院又は診療所が当該事業に関して満たすべき基準を定める。【機】
- ⑩ 「就労選択支援」の新設に伴う人員・設備・運営に関する基準を定める。【選】
- ⑪ 就労移行支援事業者等は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。【移・A・B】

- ⑫ 地域において必要な就労定着支援事業を利用できるようにする観点から、障害者就業・生活支援センターを、実施主体として追加する。【定】
- ⑬ 共同生活援助の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることが明確化されたことを踏まえた改正を行う。【共】
- ⑭ 指定共同生活援助事業者等は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助等について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この⑭において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。
- また、指定共同生活援助事業者等は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所等を見学する機会を設けなければならないこととする。【共・施】
- ⑮ 指定共同生活援助事業者等は、⑭の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととする。【共・施】
- ⑯ 指定共同生活援助事業者等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第3条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。【共・施】

(3) 八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年条例第66号）の一部改正

(2)の①、②、③、⑦、⑭、⑮、⑯と同じ

- ① サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、
- ・ 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないことし、この場合において、サービス管理責任者は、⑤の地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとするとともに、
 - ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この（3）において「アセスメント」と

いう。)に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。

- ② サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人や⑤の地域移行等意向確認担当者が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。
- ③ 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、障害者総合支援法第 77 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこととする。
- ④ 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならないこととする。
- ⑤ 上記③、④を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととする。
- ⑥ 地域移行等意向確認担当者は、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を個別支援計画の作成に係る会議に報告しなければならないこととする。
また、地域移行等意向確認等に当たっては、障害者総合支援法第 77 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならないこととする。

(4) 八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年条例第 67 号）の一部改正

(2)の①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑩と同じ

- ① 事業所の利用定員規模と利用状況の実態の乖離が生じていることに鑑み、定員規模を 20 人以上（離島等については 10 人以上）から、10 人以上に見直す。【移】

※【 】内の「施」は「施設サービス」、「生」は「生活介護」、「機」は、「自立訓練（機能訓練）」、「訪」は「訪問系サービス」、「移」は「就労移行支援」、「A」は「就労継続支援A型」、「B」は「就労継続支援B型」、「定」は「就労定着支援」、「共」は「共同生活援助」の略、「全」は訪問系サービス及び施設サービスを除く上記全て。

(5) 八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年条例第 68 号）の一部改正

(3)と同じ

3 施行期日等

令和 6 年 4 月 1 日

※ 2(2)の⑩（就労選択支援の新設）、⑪（就労選択支援の情報提供）については、障害者総合支援法一部改正法附則第 1 条第 4 号の政令で定める日（令和 7 年 10 月（予定））

4 経過措置

- (1) 2(2)の⑭及び⑮の地域連携推進会議の設置及び地域連携推進会議における報告、要望、助言等の記録の作成及び公表については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、努力義務とする。
- (2) 2(3)の⑤及び⑥の地域移行等意向確認等に関する指針の策定、地域移行等意向確認担当者の選任、地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容の報告については、令和 8 年 3 月 31 日までの間、努力義務とする。
- (3) 令和 6 年 4 月 1 日に現に指定を受けている医療型児童発達支援に係る指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。以下同じ。）については、
 - ・ 改正後の八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第 45 号）（以下、「基準条例」という。）第 7 条に規定する従事者の員数の基準に関しては、当該規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 31 日までの間、
 - ・ 同条例第 11 条に規定する設備基準に関しては、当該規定にかかわらず、当分の間、それぞれ、なお従前の例によることができることとする。
- (4) 令和 6 年 4 月 1 日に現に指定を受けている主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、
 - ・ 改正後の基準条例第 7 条に規定する従事者の員数及び利用定員の基準に関しては、当該規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 31 日までの間、
 - ・ 同基準条例第 11 条に規定する設備基準に関しては、当該規定にかかわらず、当分の間、それぞれ、なお従前の例によることができることとする。
- (5) (1)の⑩の事業所全体の支援内容を示すプログラムの策定・公表については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、努力義務とする。